

いわみざわ地域交流センター・ふるさと毛陽アクティビティ委託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

一般財団法人いわみざわ地域交流センター（以下「財団」という。）では、毛陽地区の豊かな自然環境の中で、市民をはじめとする施設利用者等へのアクティビティの提供を通じて、メープルロッジの収益向上はもとより、地域の賑わいと交流促進の場の創出を目指している。

いわみざわ地域交流センター・ふるさと毛陽アクティビティ委託業務（以下「本業務」という。）は、財団が管理するメープルロッジ敷地等を活用した様々なアクティビティを実施するものであり、本業務を受託する事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を本実施要領において定めるものとする。

2 現在の課題

魅力的なアクティビティの存在は、メープルロッジの魅力向上に貢献するものであるが、現在、アクティビティ利用者がメープルロッジの収益向上に繋がる効果は限定的であり、また、特にメープルロッジの集客数が閑散期を迎える冬期間のアクティビティメニューがないことが課題となっている。

3 実施を期待するもの

アクティビティの利用者がメープルロッジの収益向上（宿泊、レストラン、日帰り入浴等）に寄与するような相互関係の構築はもとより、年間を通した魅力的なアクティビティの創出、特に冬期間におけるアクティビティの実施等、季節に対応した交流の場に資するメニューにより、ふるさと毛陽全体の魅力向上に繋がることを期待する。

4 業務概要

（１）業務名

いわみざわ地域交流センター・ふるさと毛陽アクティビティ委託業務

（２）業務内容

いわみざわ地域交流センター・ふるさと毛陽アクティビティ委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）契約

受託者は岩見沢市監督のもと、財団と契約を締結する。

（４）業務期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。ただし、双方協議の上、合意に達した場合は、契約内容を見直した上で契約期間を延長することができる。

（５）業務場所

仕様書に示す場所

（６）委託料

財団が受託者に支払う委託料は発生しない。

（７）費用負担

受託者は、当該アクティビティ業務により得た収益の一部を財団に支払うものとする。ただし、その金額や算定方法については、プロポーザルにおいて事業者が提案すること。例えば、一定額又は売上額に対する定率とすることが考えられる。なお、財団に対する寄附とする形で納付することを想定している。

５ 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、本業務及び仕様書の内容を理解し、効率的かつ誠実に実施することができる者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）法人格を有していること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- （３）参加者若しくは参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

６ 参加表明手続

（１）参加表明書の提出

参加希望者は、（２）に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

（２）提出書類

番号	提出書類	留意点
１	参加表明書（様式１－１）	
２	履歴事項全部証明書（写し可）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後３か月を超えないもの）
３	誓約書（様式１－２）	岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないことに関する誓約書を提出すること。
４	決算報告書、損益計算書、貸借対照表の写し	直前１事業年度分を提出すること。
５	会社概要の分かる書類（Ａ４版：任意様式）	所在地、業務内容、資本金、組織体制、社員数等が分かるもの（会社案内パンフレット等でも可。）

（３）提出期限 令和７年７月１８日（金）午後５時まで

（４）提出先 財団

（５）提出方法 持参又はメール

7 企画提案書作成要領

仕様書に記載の項目について、具体的に記載した企画提案書を作成、提出すること。

(1) 提案内容

提案内容については、次の事項を説明すること。

- ①実施するアクティビティの名称及び内容（実施時期含む）
- ②人的実施体制
- ③費用負担

(2) 提出書類

企画提案書は任意様式とし、A4サイズ3枚程度とする。（上限10枚まで）

(3) 提出方法等

- ①提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時まで
- ②提出先 財団
- ③提出方法 メール

8 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

企画提案書の審査及び評価並びに優先交渉事業者の選定を行うため、企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査

審査会における書面審査とするが、企画提案書の内容に疑義がある場合は別途ヒアリングを行う場合がある。その場合、実施日時及び場所等については別途通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

次の審査項目について審査及び評価を行う。

評価項目	審査項目	配点
業務実績	業務実績又は類似業務の実績など、信頼性が高く具体的記載があるか。	10
実施するアクティビティの内容	実施時期を含め、財団が求める目的や仕様を理解し、それに沿った内容となっているか。	50
人的実施体制	人員の確保計画や欠員時のサポート体制の他、地域住民又は地元出身者等を登用する予定はあるか。	10
費用負担	提案内容が実現可能かつ、財団や市にとって有益な内容であるか。	20
独自性、独自提案	仕様書の水準を超える内容や仕様書にない有用な提案があるか。	10
合計		100

(4) 優先交渉事業者の選定

ア 審査点の採点及び計算

審査員は、企画提案者ごとに（3）の評価基準に基づき採点し、この点数を当該企

画提案者の審査点とし、審査会において各審査員の審査点の合計点が最高点となった者を優先交渉事業者として選定する。

- イ 合計点が同点となる者が2者以上あるとき
審査会の合議により順位を決定する。
- ウ 優先交渉事業者の審査点が著しく低い場合（満点の5割未満）
各審査員がその取り扱いを協議する。
- エ 企画提案者が1者である場合の取り扱い
ア及びウの方法により評価を行う。

（５）審査結果の通知及び公表

優先交渉事業者を選定したときは、速やかに審査会に参加した者全てに対して審査結果を文書で通知する。なお、審査内容は非公開とし、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ並びに異議申立ては受け付けない。

9 契約に関する基本事項

優先交渉事業者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務契約書を作成し、契約を締結する。

ただし、優先交渉事業者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の事業者と交渉する場合がある。

10 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。ただし、変更が生じる場合があり、その場合は財団ホームページ等で周知する。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始日	令和7年7月7日（月）
質問書（様式1－3）の提出期間 現地調査希望の申出	令和7年7月7日（月）から 令和7年7月15日（火）午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年7月16日（水）予定
参加表明書等の提出	令和7年7月18日（金）午後5時まで
現地調査 （希望する場合のみ）	令和7年7月7日（月）から 令和7年7月31日（木）までのいずれか（要相談）
企画提案書の提出	令和7年7月31日（木）午後5時まで
企画提案審査会	令和7年8月上旬
企画提案審査結果の通知	令和7年8月中旬予定
契約締結	令和7年8月下旬予定 （優先交渉事業者と協議の上決定）

11 その他

- （１）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 参加表明及び企画提案に関する書類作成及び提出並びにヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

12 連絡先等

一般財団法人いわみざわ地域交流センター

〒068-3188

岩見沢市毛陽町183番地2（メープルロッジ内）

電話：0126-46-2222

FAX：0126-46-2882

E-mail：info@maplelodge.jp